

衆議院建設委員會會議錄第五号

昭和六十三年三月二十五日(金曜日) 午前九時三十三分開議

出席委員

- 委員長 中村喜四郎君
理事 加藤 卓二君
理事 野中 広務君
理事 東 力君
理事 矢追 秀彦君
理事 井出 正一君
理事 遠藤 武彦君
理事 木村 守男君
理事 板井 新君
理事 武村 正義君
理事 中島 衛君
理事 谷津 義男君
理事 木間 章君
理事 三野 優美君
理事 伊藤 英成君
理事 中島 武敏君

- 理事 東家 嘉幸君
理事 野呂田芳成君
理事 中村 茂君
理事 西村 章三君
理事 榎本 和平君
理事 金子原二郎君
理事 北村 直人君
理事 田村 良平君
理事 虎島 和夫君
理事 松田 九郎君
理事 小野 信一君
理事 坂上 富男君
理事 大野 潔君
理事 辻 第一君

- 建設大臣 越智 伊平君
建設政務次官 古賀 誠君
建設省建設経済局長 望月 薫雄君
建設省都市局長 木内 啓介君
建設省河川局長 萩原 兼脩君
建設省道路局長 三谷 浩君
建設省住宅局長 片山 正夫君

- 委員外の出席者
警察庁刑事局捜査第二課長 垣見 隆君
国土庁防災局長 荒井 治君
大蔵省銀行局長 高橋 厚男君

出席政府委員

- 農林水産省構造改善局農政部長 野田 哲也君
農林水産省食品流通局野菜振興課長 木田 滋樹君
自治省税務局固定資産税課長 佐野 徹治君
建設委員会調査室長 佐藤 毅三君

委員の異動

- 三月二十五日
辞任
大塚 雄司君
板井 新君
武村 正義君
橋本龍太郎君
村岡 兼造君
中島 武敏君
同日
補欠選任
井出 正一君
大塚 雄司君
北村 直人君
橋本龍太郎君
虎島 和夫君
板井 新君
中島 衛君
村岡 兼造君
谷津 義男君
武村 正義君
村上 弘君
中島 武敏君

本日の會議に付した案件

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

○中村委員長 これより會議を開きます。内閣提出、農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案及び特定市街化区域農地の固定資産税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

○中島(武)委員 特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法を見ますと、この法律の第一条で「特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化を図るに際し、これとあわせて、特定市街化区域農地の宅地化を促進するため」云々、こうありまして、この法律自体が市街化区域内の農地の宅地化を目指してあるわけでありまして、そこで伺いたいのは、なぜ市街化区域内農地の宅地化を促進するのか、この点について伺いたいということでありまして、

○望月政府委員 お話のとおり、この法律そのものは市街化区域内農地の宅地化を急ごう、こういう精神の法律と私も理解してあります。そこで、なぜなんだということですが、もう申し上げるまでもないと思っておりますが、今日の三大都市圏におきます宅地の需給関係の逼迫、膨大な需要、こういったものに対して適切な宅地供給ということが大変に重要な課題になっておるとも私も受けとめております。そういったことのために、何も市街化区域内農地の問題ばかりではなくて総合的な宅地供給対策というものが当然必要と我々考えておりました、既成市街地の高度利用だとかあるいはまた郊外部におきます計画的な開

発、こういったものも大いに進めなければならぬ、こう思っておりますが、それとあわせて市街化区域内農地の宅地化というものを一生懸命進めていく必要がある、こういうふうにご考えている次第でございます。もちろんその際に良好な市街地の環境をつくるということは、これはもう都市計画、宅地供給の基本でございます、そういった意味で私も緑地の確保はもとよりでございますが、地区計画の導入だとかあるいは土地区画整理の手法の活用とかもよろしの手法で、よりよい環境の整備、保全に努めてまいりたいと考えている次第でございます。

○中島(武)委員 せっかく市街化区域内で農業を営んでいる、いろいろもつと農業をうんと続けていきたいという人たちがたくさんいらっしゃる。これは御存じのとおりなのです。しかも、宅地並み課税を施行しようというのに対して、それは反対だ、農業を続けるようにさしてもらいたい、そういう意見がある。そういうときにこの宅地化を促進するというのをやろうとしているわけですが、私は、市街化区域内における大変貴重な緑でありまして、また重要な都市農業をつぶすというのじゃなくてもつとやらなければならぬことがあるのじゃないかという気がするので、これは国土庁からもつた資料なのですけれども、法人が所有する市街化区域内の販売用土地の保有面積、これは幾らあるかという、三大都市圏で五千六百六十八ヘクタール、そのうち東京圏だけでも二千八百七十八ヘクタールあるのです。非常に膨大なものが法人所有であるわけですね。こういうものこそちゃんと手をつけて吐き出させるといような措置が必要なのじゃないかと思うのですけれども、どうですか。

○望月政府委員 お話のとおり市街化区域のみならず市街化調整区域も含めまして、法人所有の土

地というものがございませう。私どもも当然のよう
にこれもまた宅地供給適地、こう受けとめさせて
いただいております。もう一つ、もちろんそ
の辺についての促進方も十分考えてまいっている
ところでございませう。それとあわせて宅地化の促
進、こういう両輪の構えで臨みたいという姿勢で
ございませう。

○中島(武)委員 これは局長は市街化区域だけ
じゃなくて調整区域も含めて、こういうお話なの
ですけれども、私は市街化区域内のものを特に問
題にしたいというふうな思っているのです。なぜ
かという、これは実際に取得した年月を見ます
と、いつ取得しているか、これも国土庁の国土利
用白書ですけれども、昭和五十年以前のものが六
四・三%を占めている、こうなっているのです。
だから、かなりのものが、実は今から十三年前以
前ということになりますと、思い当たる節がある
のは、あの列島改造論のときにかなり買ひ込ん
だ、そしてそれがいまだに残されている。私はこ
ういうことにまず手をつけるというのが必要なの
じゃないか。そしてそのためには、地方自治体も
大いに役割を果たして、先買い権を行使して、取
得した原価にプラスして今日までの期間の利子相
当分を見るといふふうにして、あるいは交付公債
を使って買ひ上げて国民に提供するというような
措置こそとるべきなのであつて、そういう方は
ほつぽつあつてそれで宅地並み課税だ、市街化
区域内の農地は吐き出せというのは当たらないの
じゃないかというふうな思ふのですけれども。

○望月政府委員 くだいようでございませうが、法
人所有の土地、当然これは宅地化を急いでもち
べきものと私も考えております。今先生から具
体のやり方等も含めて御提言の御発言いただいた
わけですけれども、それ自体どうであるかとい
うことについてはちよつとまだ勉強してみたいと
何とも言えませんが、いずれにしても法人所有の
土地の宅地化ということ、これは私も私も関心
を持って進めたい課題であります。問題は、した
がつて市街化区域内農地を、そういつたものをや

れば何も宅地化しなくてもいいのじゃないか、こ
ういつた御発言かと思ひますけれども、何分とも
とにかく今日の東京圏を中心とします大都市圏の
宅地需要の大きさと、しかもなかなか中堅勤労者
初め皆到底手に入りにくくなつてきている、こう
いつた現実を考えますと、やはり私もはそれだ
けの対応でなくて、あわせて御審議賜つておりま
す農地の宅地化の問題、これはぜひとも進めさせ
ていただきたい、こう考えておる次第でございま
す。

○中島(武)委員 私はやはり都市農業あるいは緑
を守るといふ観点からいつて法人所有の土地をこ
そ優先的に手をつけるべきじゃないかということ
を重ねて申し上げまして、次の問題について伺
たいのです。

自治省、来ていらつしやいますか。——宅地並
み課税についてなんですけれども、いわゆる宅地
並み課税は収益を上回る課税になつておると思
うのです。そういう点では、収益を上回る課税と
いうのは間違ひだといふふうな思ふのですけれ
ども、自治省の見解はどうなんでしょうか。

○佐野説明員 お答えいたします。
固定資産税の基本的な考え方でございますが、
固定資産税はその資産を保有しておるということ
に担税力を見出しまして、その資産の価値に應じ
て課税をする、こういった性格の税でございます。
したがうしまして、現実にはどれだけの収益を上
げるか、そういった観点からの課税はいたしてお
らないといつたものでございませう。

ただ、農地につきましても、従来から評価なり、
それから負担調整措置なり、こういったものにつ
きまして特別の措置は講じられてきておりますけ
れども、市街化区域農地につきましても、先ほど
来御議論ございましたように、都市計画上の位置
づけ、それからまた農地法上の問題、また現実の
売買の価格と申しますのはやはり近傍の宅地に比
較して売買されておる、こういった状況からいた
しまして、やはり一般の農地とは異なつた考え方
に立つて評価なり課税なりをすべきではないかと

いうことでございませう。ただ、現実の問題といた
しましては、そこで農業をやられておられる、こ
ういう実態がございませうので、特定の市街化区域
農地につきましても、宅地並み課税をいたすのが基
本でございませうけれども、現実に農業をやられて
おられる方につきましても、一定の配慮と申しま
すか、長期官農継続農地制度、こういった制度を設
けてまして一定の配慮を行つておるところでござ
いませう。

○中島(武)委員 固定資産税が資産に着目した税
金であることは私も承知してはいるのですけれ
ども、しかし現実問題として農業をやっている場合
にどうなのかという問題なのです。その点で私も
いろいろ多くの農業協同組合の方々といろいろな
懇談もやりました。

これは一つの例なのですけれども、神奈川県
例です。相模原の田んぼなんです、十アール当
たりの収益です。収入金額が九万四千七百九十九円、
必要経費が三万四千八百八十七円、所得金額が五
万五千五百九十二円、そうすると、宅地並み課税
を受けた場合には実際にはどうなるかという計算
をしますと、十三万七千六百四十円、これには固
定資産税と、それから都市計画税を含んだもので
す。ですから、宅地並み課税をかけたばどうなる
かということなのですけれども、結局非常に大き
なマイナスになつてしまふ。八万二千四百八十八円と
いう数字が出てきますけれども、非常に大きなマ
イナスになるわけですね。

これを払おうと思つたらどうするかということ
なんですけれども、結局その農地を売つて税金を
払うか、あるいはそうでなければ別の収入でこの
税金を払うか、これしなくてはならぬわけであ
る。それは、結局そこで農業を営んでる者の
生存権をやはり奪うものではないかと申すのでありませ
う、また同時に、元本不可侵の原則を侵害する
ものだと申すなければならぬと思ふのですね。だ
から私は、長期官農継続農地のことを聞いてい
るのじゃないかと、本来的な考え方としてこれは間違
いじゃないかといふふうな思ふのですけれども、

どうですか。
○佐野説明員 若干繰り返しの答弁になります
が、先ほど来申し上げましたように、市街化区域
農地と一般の農地につきましても、制度面におき
ましても、それからまた現実の、先ほど申しまし
たようなその土地の売買価格等の実態におきま
しても、いろいろな点で相当の違いが見受けられ
るわけです。

先ほど来いろいろなお話がありましたよう
に、市街化区域、特に大都市圏におきます市街化
区域につきましても、宅地供給、そういった政策上
の要請もまたございませう。そういったいろいろな
点を総合的に勘案いたしまして、しかしながら、
一方で農業を継続しておられる方に対しまして現
面での配慮、こういった面の必要性もございませ
うので、先ほど来申し上げましたような制度が仕組
まれておるわけでもございませう、私も基本的に
は、先ほど来申しましたような考え方にも立ちつ
つ、現実面をいろいろ配慮いたしました結果、現
行の制度ができておるということでもございませ
う、御了解いただきたいと思ひます。

○中島(武)委員 その本来的な考え方の問題につ
いては、私も繰り返し申し上げることも避けよう
と思つてはすけれども、それはやはり違つてい
ると思つてすね。だけれども、繰り返し言うこと
は避けませう。
長期官農継続農地の問題なんですけれども、こ
れは現在九百九十平米以上といふふうなされてい
ますね。私はその点で、実際に農業を営んでい
るという場合だつたら九百九十平米で繰り引さ
るのじゃなくて、九百九十平方メートル以下であ
つてもこれを適用するといふようにすべきじゃな
いか。それはやはり都市農業を守つていくとかあ
るいは緑を守るとかいう観点からいふと非常に大
事なことじゃないかといふふうな考へるのですけ
れども、いかがですか。

○佐野説明員 お答えいたします。
九百九十平米という考え方は、やはり農業を営
みます場合の一定の経営規模、こういったことを

ざわざつたりなんなりやるわけです。結局後追いになるのです。そうじゃなくて、そういう意味で非常に大事な機能を持っているものを保存しておくという考え方が必要なんじゃないか。いずれはなくなってしまうんだというのではなくて、あるものはちゃんと守ってそれで進めていくという考え方が大事じゃないかというふうには私は思うのです。

あわせてもう一つ伺いたいと思っておりますのは、これは国土庁になりますか、市街化区域内農地の防災上果たしている役割について伺いたいと思っております。避難広場とかあるいは防災空間として果たしている役割について、どんな認識を持っていらっしゃるかと伺います。

○荒井説明員 答えたいと思います。

避難地の確保は都市防災の推進の観点から非常に重要な課題であると考えております。現在避難場所の指定は東京都及び市町村において行っておりまして、例えば二十三区なんかの場合には、やはり避難地の指定というのは大震災火災のときに安全である、ある程度の面積があるというようなことであるかと、その中に安全を損なうような施設がないという観点からある程度まとまった公園等を指定しているわけでございます。そういう点で、主として公園などの公共空地を中心に指定がなされているというのが実態でございます。

それで、じゃ農地についてはどうかということになりますけれども、二十三区内の農地はほとんど指定を行われていないのが実態でございます。そういうことでございますが、しかし農地というのは緊急避難のための空間という面からいいますと非常に重要な位置づけがあるというぐあいに考えておまして、安全な避難地という機能をするためにはやはり防災対策上の位置づけというものが何か必要であるというぐあいに考えております。

○中島(武)委員 個人の所有している農地をいざというときには避難せいと、こういうふう指定

するのは、なかなかこれは指定しにくいですよ。ですから、そういう指定は東京都もやってないわけなんですけれども、しかし実際問題としては、類焼を免れせしめる上で果たす役割とか、あるいは一時そこに避難をしてそれからよそに避難をする中継地にするとか、あるいは最終的にもやはりそこが実際上は避難地になるとか、そういう役割は非常に大事だと思うのです。

今そういう点の認識も含めてどうやらお答えがあったようだけれども、もう一つちょっとこの問題について伺いたいのは、教育上市街化区域内の農地が果たしている役割なんです。これは各地で市民農園とか区民農園とか児童農園とか、そういうのが随分たくさんつくられていたわけなんです。それから農家と契約をして保育園の子供や小中学生などが芋掘りに出かけていくとか、そういう意味では市街化区域内にある農地というのは、自然に触れるという上においてもまた自然に親しむという上においても、あるいは作物の生育を勉強するということ上においても非常に大きな役割を果たしているのです。

私は板橋に住んでおりますが、板橋における区民農園なんかは大変大きな役割を果たしております。面積にして六万八千九百二十四平方メートル、かなりな広さです。六・八ヘクタールですから、そしてこれを利用して人は三千十三名いるのです。応募者は五千七百六十一人、約二倍の競争率なんです。非常にこれがみんなに、区民に喜ばれておるわけでありまして。こういう面についてどんな認識を持っていらっしゃるのかという点を伺いたいと思っております。

○木内政府委員 先生お話がありましたように、市民農園とか区民農園とかあるいは児童公園とか、いろいろな名称で呼ばれておりますけれども、こういったものの種類にはおおよそ三つぐらいのタイプがあるかと思えます。一つは、地方公共団体が借地しまして都市公園として開設するものというのがあります。それから農協等が農地の所有者に代行してそういったものを管理運営

するもの、それから土地所有者がみずから開設するものというふうなタイプがあるかと思えます。

最初の地方公共団体が借地して都市公園にするものにつきましては、建設省としましては分区分緑地整備事業というふうな事業がございまして、昭和五十七年度からこれを補助対象事業として扱っております。しかし、分区分緑地事業というのは何でもということにはとていませんで、まず永続性が問題でございます。あしたなくなってしまうというものは余り都市計画的に意味がないわけでございますので、十年以上の権限を取得しておくというふうなことをまず前提にし、それから公園でございまして、例えば園路、広場、ベンチみたいなある程度のものでなくてはいかぬ、それから面積もおおむね〇・五ヘクタール以上ぐらいたいかなとあって残すという意味で意味のある要件をつけまして、そういった要件に合致するものにつきましては施設整備費につきまして二分の一の補助をしていくという制度がございまして、ところがこういった制度は、私たちが普及に一生懸命やっておりますけれども、五十七年度から六十一年度までの間に全国で十五カ所でございます。なかなか普及しない一つの理由と考えられますのは、やはり十年間ぐら固定してそういうものに使うかどうかということになりますと地主の方がなかなかうんと言わないという問題が多かろうと思えます。そういうことで十五カ所程度でございます。

それからあと二、三のタイプにつきましては私どもは実態を十分把握しておりませぬけれども、こういったものはかなりあると思っております。問題は、確かに現時点における避難地とかレクリエーション、文化というふうな意味はありますけれども、果たしてどのくらいの間そういう形で残していただけるのか。生産緑地もそういう形で残すけれども、一定の期間ちゃんとするかという判断を迫った制度をつくりまして、残念ながら

なかなか乗ってこないというのが現状でございます。

○中島(武)委員 今の話は要件がなかなか難しいのです。ですから全国的にも非常に少なくなっている。ところが、さっき私が例を挙げましたように、これは板橋の例を挙げたのですけれども、もうかなり広大なところがいろいろ利用されているわけなんです。だからぜひひとつこれをもっと、こういうところも救済できるようにするべきじゃないかということが一つの要求なんです。

それからもう一つは、これは板橋の例でいいますと一年契約なんです。それで四十人ぐらい地主がいるのですけれども、やはり二、三人やめる方がいらつしやる。それじゃだんだん減っていくじゃないかと言ったら、いや、でもよくしたもので新たにまた二、三人ぐらいいえたりするものですからそんなに減らないのですという話なんです。私がおもうのは、やはりそういうところもちゃんと手を伸ばしてあげることができるようになるべきだということ、もう一つ思うのは、なぜそんなに二、三人程度おやめになるのか。結局背後にありますがそれは相続税の問題なんです。そのために、いやちよっと今回は勘弁してください、こう言つてやめていってしまうのです。私は、これは非常に残念な思いがするのです。やはりこういう点では、自治体との契約ということを条件にしてこういう場合には相続税の納税猶予の措置を講じるとか、いろいろな軽減措置を講じるとか、何か方法を講じて、やはりそういうものは住民のみんが喜んでくれるわけですから、やれるようにしていくべきなんじゃないか、こういうことを思うのです。この点、大臣にも伺いたいと思っておりますけれども、やはりそういうふうにして住民、国民が喜んでやっているとこの間は保護していくべきじゃないかというふうに思うのですけれども、いかがでございますか。

○越智國務大臣 相続税の問題は、今いろいろ議論になつておりますからそれといたしまして、先生と政府委員のやりとり聞いておりましたが、東

京中心の地価が非常に上昇して、ひいては住宅の供給ができない、こういう時代であります。そして、通勤距離、時間の問題もございまして。でございますから、私は市街化区域内は農地が絶対いらないとは言わないけれども、点在するのは整理をして逆線引きでもして、一定の面積は逆に調整区域にすべきだ、こういうふうな思っています。また、この調整区域の中でも良好なところは宅地開発をして、宅地、住宅の供給をしていくべきだ、こう思っています。

お説の中で、野菜等の話がございました。これは確かに地質とか気象条件で左右されるものも確かにあります。しかし、運送の面ではこのごろ飛行機で野菜が運搬されておるような時代でございますから、新鮮なものの供給という面では余り変わりはないのではなからうか、かように思っています。

それから、都市計画並びに治水の問題のお話もございましたが、特に治水については後追いでいってお話ございましたけれども、後追いでございせん。前進であります。これは、やはり治水というのは今安心していただけるように、安全しかも快適、こういうことで安全度を高めていくということやっておりますから、決して治水条件が悪くなるということではなくして、よくしていくように、どの河川、どの水系ともそういうことで安全度を高めておりますから、その点はひとつ御心配いただくことなく結構であります。確かに、農地がつぶれていったら湛水力がなくなる。特に、農道をつけても、あるいは水路も農道も舗装しますし、水路も三方張りというようにことで鉄砲水の心配もありますけれども、それなりに治水はやっておりますから、その点はひとつ御安心をいただきたい。要するに、宅地供給、住宅供給、この点をやはり都市圏では考えていく、こういう政策でないといけない。それかといって、今つくっておる農地を、営農を絶対いけなさいとは言いませんけれども、余り草生やおるようなところはできたら早く出してもらった方がありがたい、またそ

うすべきだ、こういうふうな考えております。

○中島武委員 時間がなくなりましてからこれで終わりますが、やはりいろいろ議論をやつてみて、市街化区域内にある農地の果たしている役割というのには非常に大きなものがあるのです。だからそういう点では、ぜひひとつ市街化区域の中には農地は要らないんだというのではなくて、むしろ積極的に位置づけるということを要望しまして、私の質問を終わります。

○中村委員長 坂上富男君。

○坂上委員 一時間、私は農住法の法律改正について御質問を申し上げたいと思うわけです。

そこで、この法律によるところの予算は昭和六十二年度は幾らぐらいいつたんですか、それから新予算はどれぐらいいつたんですか、お教えいただきたいと思っております。

○片山正政府委員 六十二年の事業費が二百三十五億、国費といたしまして二十七億九千二百万円、それから六十三年度は事業費が三百十三億、国費といたしまして二十八億二千万円でありまして。

○坂上委員 いわゆるこの農住法というのは、条文第一条にありまるとおり、居住環境良好で家賃適正な賃貸住宅の供給でございます。いわば国民の、庶民の住宅のない人に少しでもいい住宅を提供しようとするのが大きな目的であるわけでございます。今お話を聞きますと、このための国費の持ち出しが年間約二十八億円でございまして。

さてそこで、きのう、おとといあたりから、地上げ屋の暗躍によるところの背任事件であると言われております。第一勧業銀行麹町支店におきますところの背任、何か課長さんが三十六億円にわたるところの背任あるいは不正融資されたというような報道が伝えられておるわけでございます。私たちがこうやって二十八億円、国費をどういうふうに使つかうかという真剣な議論がなされておるに、庶民、国民の皆様方に少しでも環境のいい優良な賃貸住宅を提供しようじゃないかと思つておるやさきに、公共機関でありますところの第一

勧銀、しかも三十六億円という、聞きますと世界一の預金量を誇るところだそうでございます。が、地上げのためにどうもこの金が使途されておるのではなからうかというふうな報道がなされておるわけでございます。

そこで、まず大蔵省とされましては、この事件をいつ、どのように把握をされたのか、そして現在までの程度の概要が把握をなされておるか、まず概要についてお話を聞きたいと思っております。

○高橋説明員 御指摘の不祥事件でございますが、不祥事件の概要につきましては、事件発覚後、第一勧業銀行から報告を受けているところでございます。

○坂上委員 それはいつです。

○高橋説明員 二月初めに報告を受けております。なお、同行といたしましては、事件の重大性にかんがみ、事実関係の究明を司直の手にゆだねるべく現在警察当局と接触中と聞いております。

本件の事実関係につきましては、そういう状況でございますが、私どもといたしましては第一勧業銀行からさらに詳細な報告を求めていくこととしたいというふうに考えている次第でございます。

○坂上委員 どうも大蔵省の答弁を聞いておりますと、何と秘密にすることはないので、新聞でみんなこうやって書かれておるのだから、どの程度事実を大蔵省が確認しているのかを聞いておるわけでございます。もうちょっとその融資先それから使途というものを、もう二月から知つておるわけでございますから、あなた方は指導監督しているのだから、きちっと国会へ報告してください。

○高橋説明員 今回の第一勧業銀行におきます不祥事件の事実関係についてでございますが、今後の究明を待つ必要があるわけでございます。具体的事実関係については現時点でコメントするのは差し控えておきたいと思つておるわけでございます。

います。

なお、金融機関の不祥事件の未然防止という点につきましては、先生御指摘のように社会的公器としての金融機関の性格にかんがみまして、従来から通達等によりまして再三にわたる指導をしてきたところでございます。このような事件が発生したことは、私どもにとりましてまことに遺憾に考えている次第でございます。本件の事実関係の今後の究明を踏まえまして、仮に不祥事件を未然防止する上で具体的な問題点の存在することが明らかになった場合には、その是正措置を講じ、不祥事件の再発防止に万全を期しますよう厳正に指導していきたくというふうに考えております。

○坂上委員 大蔵省、あなたのそんな抽象的な話を聞いておるんじゃないのです。もう現実には不祥事が起きたのだから、現段階においてあなた方が把握しておることをきちっとお答えくださいと言つておる。これが何で捜査に影響があるのです、何で秘密にしなければならぬのですか。まさかあなた、大蔵省が関与しているわけではないでしょうが、指導はしておつたけれども監督が不十分でこういう事態が起きたのではないのですか。もうちょっとまじめに答えてください。

○高橋説明員 先ほど申し上げましたように、現在第一勧業銀行といたしても司直の手にゆだねるべく警察当局と接触中という事実と私どもは聞いておるわけでございます。したがって、事実関係につきましてはさらに今後究明していくかなければならぬわけでございます。現時点でコメントするのは差し控えておるわけでございます。このように申し上げておるわけでございます。

○坂上委員 コメントできない理由を言いなさい。大蔵省、あなた方は税金のことになると、守秘義務がある、こう言つておるのです。これは守秘義務がどこにあるのですか。怠けているのじゃないのですか、こんな程度の答弁では、きちっと事実の把握を答弁しなさい。何回あなたのところへ報告が行つたのです。いついつといつ。そしてこれに対してあなた方はどのような対応をした

○坂上委員 この利用件数は私の方も資料をいた
だいておるからわかっているわけでございますが、
新潟県の場合なんかはどれくらい利用されて
いるのか、おわかりでありましたら……。

○片山(正)政府委員 新潟の場合ですと、五十三
年から適用例がございまして、現在まで、六十
一年までの計が四百八十戸、六十二年が三十六戸、
六十三年の要望は三十戸になっております。

○坂上委員 さて、団地の規模や水田規模の緩和
が今回行われるわけでございますが、前に改正の
際、やはり審議があつたわけでございます。これ
をひとつ緩和してくれという私らの仲間の議員さ
んからの強い要請があつたのでありますが、どう
もその必要性はない、そういう意思はない、こ
ういふ御答弁が前の議事録を調べるとあるよ
うでございますが、今回これは改正になつたわけ
でございますが、改正そのものは大賛成でござい
ます、一体どんなような事情で変えるようになった
のか、それから、三年目にもう変わるというのに
前回何でそんなに強硬に頑張つて御答弁なさつて
いたのか、ちよつとお聞きしたいのです。

○片山(正)政府委員 前回御審議の際に、団地要
件の緩和につきましては現状のままでもいいとい
う御答弁を申し上げておりましたが、その後にお
きまして、特に大都市を中心にしたというこ
と、そういう背景をもとにいたしまして、今回団
地の面積要件、水田規模の面積要件を緩和した
ところでございます。このことは、良質賃貸住宅の
供給をふやすということに観点を置きましたとき
に、市街化区域内の農地の規模は小さいものが大
変多い。農家数でもって規模をちよつと見てみま
すと、市街化区域内の農地で一ヘクタール以上
の規模の農家の数は九・九%でありますけれど
も、〇・五ヘクタール以上になりますと、これが
三七・五%とかなり広がります。したがって、
対象地を広げるといふことは賃貸住宅の供給にも
大いに役立つこととございまして、今回予算戸
数を三千戸から四千戸に引き上げたことも関連

いたしまして、面積要件を緩和したところであり
ます。

○坂上委員 全国に相当適用市町村があるよう
でございますが、せつかく団地規模や水田規模を緩
和していただいたわけでございます。そこで、さ
らに私たちが希望いたしますのは、戸数の緩和、
それから、十年間の利子補給期間のようござい
ますが、できるならばこの期間の延長、こんなこ
とはひとつお考えになっておらないのでございま
しょうか。

○片山(正)政府委員 面積要件の緩和は先ほど御
説明いたしましたけれども、戸数要件五十戸とい
うのはそのまま据え置いておきます。この趣旨
は、一団の良好な住宅地を形成するという観点か
ら、一団のまとまりとなりますと五十戸くらいが
相当である、こういう観点でつくつたことであ
り、その精神は現在も変わっておりませんので、
一応五十戸は据え置いているところでございま
す。

なお、利子補給に係る住宅は、団地の戸数が五
十戸以上という要件であります、その一部分
でも利子補給が可能となりますので、そういう点
から実上の要件としてはそれほど厳しくはない
ということ、かつまた、農業団体等の要望につ
きまして、面積要件は強く緩和の要望がござい
ましたけれども、五十戸につきましてはそういう
御要望も見受けられなかつたということもありま
して、据え置いているところであります。

なお、利子補給期間の十年を延長するというこ
とは、良質賃貸住宅の供給という観点からは望ま
しいこととありますが、何せ予算の制約とい
うこともございまして、現在のところでは十
年の利子補給期間に限つておるところでありま
す。

○坂上委員 特に、利子補給の期間もひとつ延長
していただきたいというふうな強く要望をいたし
ておきたいと思つております。

さて、今度はその次に、法第十条、この御解釈
を少しいただきたい、こう思います。

○片山(正)政府委員 農住法第十条は、事業者が
農住法に定めます賃貸条件の制限等を遵守しまし
て、法の目的たる「居住環境が良好で家賃が適正
な賃貸住宅の供給」が行われることを確保するた
めに、建設大臣に対し、事業者に対する報告、検
査の権限を付与したものであります。本法制定以
来、本条に基づき報告あるいは検査は行われたこ
とはございません。

○坂上委員 どうでしょうか、第二項「職員が立
入検査をする場合においては、その身分を示す証
明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければな
らない。」これはしかし、どういふことを予定して
いるのでございませうか。賃貸住宅の所有者のこ
ろにいろいろと検査、調査をしたい、こういうと
きは承諾なくして立ち入ることができる、こうい
う意味を持つ条文でございませうか。そして、この
条文は、第十五条によりまして、第十条第一項の
処罰規定になつておるわけでございますが、これ
について拒否した場合の処罰規定というのはどう
なつていられるのでございませうか。この第二項とい
うのは一体どんな目的でつくられておるのか、その
辺御答弁ありませんか。

○片山(正)政府委員 この第十条の三項にもござ
いますように、この立入検査の権限は、犯罪捜査
のために認められたものではない、こう書いてご
ざいますから、通常立入検査をします場合には、
相手の同意を求めて入ることになります。

それから、これの違反につきましては第十五条
のところ、十條一項の規定に基づく「立入検査
を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以
下の罰金」ということがございまして、第十五
条が適用されることになっております。

○坂上委員 さて、そこで局長に聞くのですが、
立ち入り拒否できるというのでしよう。犯罪捜
査でないから同意を求め、これを拒否したらや
はりこれで処罰なんですか、それを聞いています。
拒否はできるのだ、こう言いながら、同意がない
限りは立ち入り権はないのだ、こうおっしゃつて
いるのだから、何で処罰しようというのですか。

○片山(正)政府委員 この第十五条のところに、
十條一項の規定に基づく「立入検査を拒み、妨げ、
若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金」とい
うことになっております。したがって、これ
はあくまでも犯罪捜査のための立ち入りではござ
いませぬので同意を求めるといふ形になります
が、もし、それが同意が得られない場合につきま
しては、告発によりまして十五條の適用になつて
くる、こういうふうになつてまいります。

○坂上委員 その解釈、必ずしも承認しがたいの
でございますが、また、時間もつたというござ
いますから問題だけ指摘しておくわけございま
す。

それから、農住法第十一条の意味と、農住法第
十四條以下の適用事案があつたかかなかつたか、あ
るいはそういうおそれのあることが結構あつたも
のなのか、その辺、ひとつお答えいただきたいと
思います。

○片山(正)政府委員 十一条に基づきます利子補
給金の支給の停止等の事例は全くございませぬ。
それから、農住法第十四條のこの規定について
も適用事例はございません。

○坂上委員 それはそれで結構でございます。
さて、先ほどから申し上げておりますとおり、い
まだ地価が大変高騰しまして、高値安定になりつ
つあるというふうなお話でございませぬが、一体、
地価の高騰が賃貸住宅にどのような影響を及ぼ
しているものか、建設省の方ではどの程度の御認
識をしておられるのでございませぬか。

○片山(正)政府委員 地価が高騰しますれば、新
規に供給される住宅につきましても、当然地価の
影響を受けまして価格は高くなりますから、した
がつて、家賃も高くなることは自明のことござ
います。また、既存の住宅につきましても、地価
が上がりますれば固定資産税がそれに応じて
適宜上がつてまいりまして、税金等が上がりま
すので、それはまた家賃に影響をもたらすことに当
然なつてまいります。

ただ、既にあります住宅の家賃の状況を見ます

と、地価の動きは激しくございません。例えば六十年代に、これは消費者物価指数で見えますが、六十年代の東京都部の家賃指数を一〇〇と置き、地価が上がりましたのが六十二年に大変集中しているわけでありましたけれども、六十二年の平均で一〇五でございます。六十二年の一月、二月は少しも一〇六・二、一〇六・二という数字で安定しております。ですから、地価の高騰ほどは家賃には響いていない。既に居住者が住んでいるというふうな事情がございます。地価が上がってもそう家賃を急激に変えるというわけには実際にはなっていないというふうな状況を反映しているものと考えております。

○坂上委員 今地価高騰のときだけに、まさに指導監督が重要になると私は思うのでございます。ひとつ銀行局のようにならないようにお願いをしたいものでございます。

さらに今度は、皆様方が指導監督をなさっているうちにおっしゃるような影響が出ないかもしれませんが。利子補給期間が終了いたしましたら、これがまた途端に暴騰するようになるおそれはないかどうか。殊にこれは、地代家賃統制令の適用外なんだろうと思っております。上げようと思えば幾らでも上げる可能性というのは出てくるわけでございます。補給期間が終了さえすれば建設省は指導監督というわけにはどうもいかないうちでございますが、この辺の見通しはどのようなにお考えでございますか。

○片山(正)政府委員 家賃の制限が加わっておりますのはあくまでも利子補給期間中でございます。期間が過ぎますればその制限はなくなるといふところでございます。その関係で、既に利子補給を終了いたしました七千四百二十六戸について調べましたところ、六千二百二十四戸の回答、八三%の回答率であります。その状況を見ますと、利子補給期間中の家賃の値上げ幅が年平均一・六%であります。利子補給期間が過ぎましてからの期間は年平均一・四%の上昇幅になっており

まして、これは特段大きく変わっていないということでございます。これは昨日もちょっと御説明申し上げましたが、六十二年のデータはこれに入っております。

したがって、それは全体の家賃の関係を利子補給にかかると農住の家賃がどういう関係になるかということをもう少し見ますために、東京都部の家賃の、先ほどの指数のとき御説明しましたけれども、その状況を見ますと、例えば昭和五十年前後、特に五十年の前半のときの東京都部の一般の家賃の対前年伸び率という上昇率、これは九%前後で全部推移してきておるところであります。しかるに、その期間のものが、農住住宅の方の家賃の値上げ幅は年一・六とか一・四という数字です。ですから、一般の区部の家賃は九%前後の伸び率で毎年上がっているのに対してかなり安定的になつておるところでございます。今回の、六十二年、六十二年の対前年の家賃の上げ幅は三%前後でございますので、これを上回る上回る九%前後で一般の家賃が上がつていても、農住の方は安定的になつておるところを考へますと、今後の問題としましてはそれほど大きな心配はしなくてもよろしいのではないかと考えております。なお大いに指導をしてまいりたいと思っております。

さて、そうだといたしますと、これからの賃貸住宅の経営の採算性、どんなふうにごらんになつておられるでしょうか。今までは大体わかりました。去年、おとしあたりの土地高騰の影響が賃住宅の採算性との関係において一体いかがなものでか心配するわけでございますが、見通しがありましたらひとつお話しをいたしませんか。

○片山(正)政府委員 民間の賃貸住宅の採算性に関するデータが必ずしもいいものがございません。農とほよとてきかかるところであります。農

住関係だけで見てまいりますと、総収入と総支出の差を収益率でもって表現いたしますと、平均的には毎年二〇%の収益が上がつておられるという形になつております。また、農住の住居の状況を見てもみてもかなり高い入居率を示している、加えて、償却費について償還が滞つたということは一つも聞いておりませんので、こういうことから判断しますと順調に推移しているんじゃないかというふうにご考えております。

○坂上委員 今後も順調にいこうというお話でございますが、今の土地高騰の状況それから金利低下の状況から見まして、果たしてこの効果に、こんなふうなことから影響が出てくるんじゃないだろうか。せっかく予算枠を拡大をいたされ、緩和をさせていただいたといたしましても、そういう点に対して私自身が大変危惧の念を持つておることを御指摘申し上げまして、ひとつ行政の判断の資料にさせていただきたい、こう思つておるわけでございます。

それから今度は、きょうは住宅金融公庫から来ていたがなかなかたのであります。住宅金融公庫の貸付金利が引き下げになつておるわけでございますが、本利息の補給制度についても対象融資の利率の引き下げを行うことは大変有益なことではないかと思つて、この辺、主管官庁たる建設省はどのようなお考えでございますか。

○中村委員 坂上君に申し上げます。

先ほど御要請をいただきました大蔵省銀行局長でございますが、ただいま十時から十一時半まで参議院予算委員会において日本社会党の大木正吾議員の質問中でございますので、御要請を申し上げたのであります。どうしても席を外せませんので御了解をいただきたいと思つております。

○坂上委員 実はこの問題は、私はきのうから強く大蔵省に要請をしておるわけでありまして、普通であれば、大蔵省の方からもうどういふ観点からどういふ議論になるのでございませうかと、いろいろとあるわけですが、全く知らぬ、存せぬ。きょう一体来るという確約もあるのかどうか不安

で来たわけでありまして、出てきたらこういうふうな答弁の状況でございます。私たちは建設委員会で、課長さん、この二十八億円をどのように有意義に使つて、そして庶民の皆様方の生活に、住宅に役立つことができるかと思つて真剣な議論をしていくわけでございます。そういうふうな状況下で、今ほかの先生方もお聞きださるうと思つておりますが、やはりみんな一体真相はどうなんだろうか、早急に解決できるのだろうかと思つておるわけでありまして。あなたのところは宝くじをやることじゃありませんか。そうでしょう、どうです、いや、第一勲業というのは。宝くじなんて一体こういうところで扱つていいのかわか私も心配になつてきますね。よく検討して、しかも国会の答弁ぐらひはまじめに答えてくださいよ。私は確かに一年生だけれども、あるいは力の強い先生が言えばきつと答えるかもしれぬけれども、格としては一年生も同じだ。どうぞひとつまじめに、こんなものはまじめだとは絶対思いませんから。きょうはやむを得ないことでございますから、強く要請をいたします。せめて私のところからいきつと文書に、あいさつじゃなくて文書でいいから、きつと現在までのをお知らせをいたたくように、ひとつ要請をいたしたいと思つておるわけでございます。

それから警察庁でございますが、大変御苦労さうございまして、警察庁の御答弁も私には不満な感じがいたします。ただ、あなたについては声を高らかに言ひませんが、不正の追及はきつとしたいと思つております。迅速にしたいと思つておるわけでございます。私は実は心配しているのです。もう銀行の中で、失礼であります。証拠隠滅工作がなされておるんじゃないか。特に上司が知りませんでしたという言い方なんです。しかも副頭取が何を言つておられるか。地上げ屋に使われたと思ひませぬ、こういう記者会見をしていくわけでありまして、いろいろ報道機関の報告によりましてと違つておるわけでございます。新聞記事がやはり真相に相当近

と、地価の動きは激しくございません。例えば六十年代に、これは消費者物価指数で見えますが、六十年代の東京都部の家賃指数を一〇〇と置き、地価が上がりましたのが六十二年に大変集中しているわけでありましたけれども、六十二年の平均で一〇五でございます。六十二年の一月、二月は少しも一〇六・二、一〇六・二という数字で安定しております。ですから、地価の高騰ほどは家賃には響いていない。既に居住者が住んでいるというふうな事情がございます。地価が上がってもそう家賃を急激に変えるというわけには実際にはなっていないというふうな状況を反映しているものと考えております。

○坂上委員 今地価高騰のときだけに、まさに指導監督が重要になると私は思うのでございます。ひとつ銀行局のようにならないようにお願いをしたいものでございます。

まして、これは特段大きく変わっていないということでございます。これは昨日もちょっと御説明申し上げましたが、六十二年のデータはこれに入っております。

したがって、それは全体の家賃の関係を利子補給にかかると農住の家賃がどういう関係になるかということをもう少し見ますために、東京都部の家賃の、先ほどの指数のとき御説明しましたけれども、その状況を見ますと、例えば昭和五十年前後、特に五十年の前半のときの東京都部の一般の家賃の対前年伸び率という上昇率、これは九%前後で全部推移してきておるところであります。しかるに、その期間のものが、農住住宅の方の家賃の値上げ幅は年一・六とか一・四という数字です。ですから、一般の区部の家賃は九%前後の伸び率で毎年上がっているのに対してかなり安定的になつておるところでございます。今回の、六十二年、六十二年の対前年の家賃の上げ幅は三%前後でございますので、これを上回る上回る九%前後で一般の家賃が上がつていても、農住の方は安定的になつておるところを考へますと、今後の問題としましてはそれほど大きな心配はしなくてもよろしいのではないかと考えております。なお大いに指導をしてまいりたいと思っております。

さて、そうだといたしますと、これからの賃貸住宅の経営の採算性、どんなふうにごらんになつておられるでしょうか。今までは大体わかりました。去年、おとしあたりの土地高騰の影響が賃住宅の採算性との関係において一体いかがなものでか心配するわけでございますが、見通しがありましたらひとつお話しをいたしませんか。

○片山(正)政府委員 民間の賃貸住宅の採算性に関するデータが必ずしもいいものがございません。農とほよとてきかかるところであります。農

住関係だけで見てまいりますと、総収入と総支出の差を収益率でもって表現いたしますと、平均的には毎年二〇%の収益が上がつておられるという形になつております。また、農住の住居の状況を見てもみてもかなり高い入居率を示している、加えて、償却費について償還が滞つたということは一つも聞いておりませんので、こういうことから判断しますと順調に推移しているんじゃないかというふうにご考えております。

○坂上委員 今後も順調にいこうというお話でございますが、今の土地高騰の状況それから金利低下の状況から見まして、果たしてこの効果に、こんなふうなことから影響が出てくるんじゃないだろうか。せっかく予算枠を拡大をいたされ、緩和をさせていただいたといたしましても、そういう点に対して私自身が大変危惧の念を持つておることを御指摘申し上げまして、ひとつ行政の判断の資料にさせていただきたい、こう思つておるわけでございます。

国民の前できちつとやってくださいよ。宝くじの売り上げが悪くなったら困ります。どうぞひとつきちつと対応されるようお願いいたします。最後の御答弁を一言ずついただきますようか。

○中村委員長 高橋銀行課長に建設委員長からお話があります。

御要望いただきました局長がどうしても参れませんが、この趣旨を大蔵省に持ち帰りまして十分御検討いただいた上、御要望にこたえられる部分については誠意を持って大蔵省としても対応していただきたいと建設委員長からもお願いいたします。

答弁を求めます。高橋銀行課長。

○高橋説明員 先生から再三御指摘をいただいておりますように、金融機関は社会的公器としての役割、そういう性格がございます。従来から再三にわたり強く不祥事件の未然防止という点について指導してきているわけでございます。

本件につきましては、先ほど申し上げましたように事実関係につきまして今後究明を待つ必要がございます。当局といたしましても、さらに詳細な報告を求めてまいりつつ、本件のその事実関係の究明を踏まえまして、仮に不祥事件を未然防止する上で具体的な問題点の所在というようになことがある場合には、厳正に指導し対処してまいりたいというふうにご考えております。

○垣見説明員 お答えいたします。

御指摘の件につきましては、事実関係の把握をなるべく早期にいたしまして、その過程で刑罰法令に触れる行為が明らかになりましたら厳正に対処する所存でございますので、よろしく御願いたします。

○坂上委員 ひとつよろしく、正義がきちつと買かれるようにしていただきたいと思っております。

ちよつと話題を変えまして、農水省がお見えだろうと思うのですが、農水省の方では市街化区域における農地を一体どういう方向に持っていくかというお考えなのか、まずお聞かせをいただきたい

いと思えます。

○野田説明員 お答えいたします。

市街化区域は都市計画法上おおむね十年以内の優先的、計画的に宅地化すべき区域という制度上の位置づけになっておりまして、農政上におきましても農地転用は届け出のみで済む、それから土地改良事業等効用が長期に及ぶ施策は行わないという点で、農業の継続に必要な防災あるいは災害復旧等の施策のみを行う、こういう位置づけにしております。

〔委員長退席、野田委員長代理着席〕

○坂上委員 市街化区域における農地は大体どれくらい宅地化されたものか、数字がわからなければ何%でも結構ですから、できるだけわかるようにお答えいただきたいと思えます。一年間に大体どれくらいつぶれていっているのか、それもあわせてひとつ。

○野田説明員 お答えいたします。

市街化区域にございます農地、昭和六十一年で十八万二千ヘクタールございますけれども、またその年に転用された面積が六千六百八十五ヘクタールでございます。近年は大体六千ヘクタールの後半くらいの数字で市街化区域内の農地が転用されております。

○坂上委員 今度は建設省と農水省にあわせて聞

くわけでございますが、市街化区域と調整区域、いわば線引きをしておりますが、現在までの建設、農水の、こういう効果があった、そしてまたこれについては今後こういう見通しであり、こういう方針でいきたいというようなことがありましたら、ひとつお答えいただきたいと思

います。

○木内政府委員 お答え申し上げます。

線引きの効果でございますけれども、いろいろあるかと思えますが、先生御承知のように昭和三十年の後半から四十年代にかけて大都市を中心に変遷が急激に無秩序に拡大したのを抑えようという

ことで線引きというのが始まったものと理解しております。そういう意味では市街化区域と調整区域に分けたことによりまして調整区域にスプロールが起るといふふうなのを防止したということはあるかと思えます。

他方で、市街化区域でございますけれども、宅地並み課税、ただいま御審議いただいているようなこともあつていろいろと市街化の促進を図つてまいりましたけれども、当初思つたほど市街化が順調に進んでいないような感じがございまして、そういったこともございまして、今回の第二次線引きの見直しにおきましては、市街化でまともな長期管業を継続したいというふうなことで農業希望のところは逆線引きしまして調整区域に戻し、また逆に調整区域の中でも土地整理事業等に基づきまして良好な市街化が図れそうところ、図る計画等があるところは市街化区域内に編入するという点で、トータルとしては約六万五千ヘクタールくらいの市街化区域の編入をしておるわけでございます。そういうふうなことで、若干最初の線引きのときの弾力性を欠いた点を補正しまして、今後は人口フレーム等についても弾力的な運用をしまして、可能なところ、良好な市街化ができるところは市街化区域の中に編入し、あるいは保存すべきところは調整区域の方へ出していくという方向で今後とも運用してまいりたいと思っております。

○野田説明員 お答えいたします。

都市計画法によりまして市街化区域と市街化調整区域の線引きの制度が行われているわけでございまして、また、私の方の農業振興地域整備法におきます農用地区域の制度と相まちまして、農地に対するいろいろなスプロール現象を防止し、また合理的な土地利用を進める上で大きな役割を果たしてきた、こう考えております。

○坂上委員 おのおの省によつて御見解もあらうと思えますが、ひとつ皆さん方から行政の上でさら

に特段の配慮を賜りたい、こう思っております。さて、市街化区域内におきますまた一つの大きな問題は市街地再開発事業でございます。これをちよつと具体的に申し上げますが、おととい、私が私の町の昭栄ビル、昭栄橋のことについてお聞きをいたしましたわけでございますが、この都市再開発事業というものの、前に申しましたとおりビルができる、しかしビルができましたと道路がそれに沿うようにきちつとできなければ、それから大変大きなビル、十四階建てでございますから、はしご式の消防がなければ火災防止にもならない。それから、その近くにどうしても橋がなければ、せつかくの再開ができません。消防などというのは自治省の関係でございます。そして建設省は橋にもかかわりがあるわけでありまして、総合的なそういうような事業対応というものはなされておるものだろうか、都市再開発に対してどのよう

にお考えになっておるのか、抽象的でよろしゅうございましてからお答えいただきたい、こう思っております。

○木内政府委員 再開事業は大変重要な事業だと思ひます。都市計画事業として実施されるわけ

でございますから、先生御指摘の都市計画事業、他の事業等とできるだけ協力していい町づくりを進めていきたいというふうにご考えているところでございます。

○坂上委員 余りにも抽象的過ぎますが、ビルだけ建ったからといって開発にはならないのでございまして、環境整備が同時に行われなければならぬと私は実は思つておるわけでございまして、この事業に伴う橋の新設、道路の開設、そういうものはできるだけ優先的に力をいただきたい、こう思つておるわけであります。

質問すべきことがまだあるのでありますが、時間が参つておりますので、地元のごことで大変恐縮

でございますが、やや筋道でもございまして、関連事項として御質問をお許しいただきたいのであります。

新潟県南蒲原郡下田村と会津の間に二百八十九号線でございますか、私たちが通常八十里越えと言つておる道路の開設が今少しづつ行われて

おるわけでございますが、この規模、見通し等についてお話をいただきたい、こう思います。

(野呂田委員長代理退席、委員長着席)

○三谷政府委員 お答えいたします。

一般国道の二百八十九号線でございますが、新潟市から下田村を經ていわき市に至ります幹線道路でございます。新潟、福島県の県境はちょうど自動車の交通不能区間でございます。延長が約二十キロ程度あると思っております。その間の交通不能区間を解消するために、昭和六十一年度に権限代行による直轄事業ということで事業に着手いたしました。現在、測量試験費を入れて地質の調査とかあるいは道路の設計等を実施しております。先生御案内のとおり大変高いところ、六百メートル以上のところを通っております。ここでいろいろなトンネルとかそういうことになろうかと思っておりますが、そういう意味がありまして、地質の調査とかあるいはルート、構造の確定を行う必要がございます。現在まで地質の調査とか、あるいは非常に豪雪地帯でございますので、雪崩の調査とか道路の設計、こういうふうになっております。六十三年度以降このルートをできるだけ早く決定をいたしまして、工事の早期着手ということに努めてまいりたい、こういうふうにご考えております。

○坂上委員 これはまた別途お聞きすることにいたしました。私には農住法については賛成をする立場にあるわけでございますが、先刻申しましたとおり、対象融資の利息の軽減、戸数規模の縮小、緩和、利息補給期間の延長、そういうものが課題として残されたと思っておりますが、ぜひひとつそういう部分を新しく改正を加えていただきますよう要請をいたしまして、本当に私たちがうちをかうこともできないというのが庶民の現状のようでございます。賃貸住宅ぐらゐる角度から低額の家賃で入居できるようなあらゆる角度からの御努力をさらに要請をいたしまして、私の質問を終わりたいと思っております。ありがとうございます。

た。
○中村委員長 これにて両案に対する質疑は終了いたしました。

○中村委員長 これより討論に入るのであります。別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○中村委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○中村委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)

○中村委員長 この際、建設大臣から発言を求められておりますので、これを許します。越智建設大臣。

○越智國務大臣 農地所有者等賃貸住宅建設融資

利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案につきましては、本委員会におかれまして熱心な御討議をいただき、ただいま全会一致をもって議決されましたことを深く感謝申し上げます。

御審議中における委員各位の御意見につきましては、今後その趣旨を生かすよう努めてまいります所存でございます。

ここに本案の審議を終わるに際し、委員長初め委員各位の御指導、御協力に対し深く感謝の意を表し、ごあいさついたします。

次に、特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案につきましては、本委員会におかれまして熱心な御討議をいただき、ただいま議決されましたことを深く感謝申し上げます。

審議中における委員各位の御意見につきましては、今後その趣旨を生かすよう努めてまいります所存でございます。

ここに、この法案の審議を終わるに際し、委員長初め委員各位の御指導、御協力に対し深く感謝の意を表し、ごあいさついたします。

○中村委員長 次に、内閣提出、住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。越智建設大臣。

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○越智國務大臣 ただいま議題となりました住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。住宅金融公庫及び沖繩振興開発金融公庫は、かねてより国民大衆の住宅建設に必要な資金等を融通することにより、国民の住生活の安定と社会福

祉の増進に寄与してまいつたところであります。今後なお一層国民の良質な住宅の取得の促進と良好な居住環境の確保を図っていくためには、現下の財政状況を考慮しつつ、改善措置を講ずることが必要であると考えられます。

この法律案は、以上のような観点から、今国会に提出された昭和六十三年度予算案に盛り込まれている住宅金融公庫等の業務に係る貸付制度の改善のうち、特に法律改正を要する項目につきまして、住宅金融公庫法、北海道防衛住宅建設等促進法及び沖繩振興開発金融公庫法の改正を行うとするものであります。

次に、その要旨を申し上げます。

第一に、近時における多様な居住形態に対応するとともに、特に高齢者の居住の安定を図ることを目的として、いわゆる親孝行ローン等を創設することとし、新たに、親族の居住の用に供するためみずから居住する住宅以外に住宅を必要とする者に対する貸し付けを行うこととしております。

第二に、既存ストックの有効利用を図りつつ、居住水準のより一層の向上を促進するため、住宅改良貸し付けの拡充を行うこととし、住宅改良貸し付けの貸付金額の限度を住宅の改良に要する費用の額の八割とするともに、特別の割り増し貸付制度等を導入することとしております。

第三に、これらの改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○中村委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。次回は、来る三十日水曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員會を開会することとし、本日は、これにて散會いたします。

午前十一時十七分散會

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律
(住宅金融公庫法の一部改正)

第一条 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「第一号」の下に「及び第二号」を加え、同項第二号を次のように改める。

二 親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者

第十七条第一項第四号中「必要とする者」の下に「又は親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者」を加える。

第十八条中「行なう」を「行う」に改め、「前条第一項第一号」の下に「又は第二号」を加え、「充分」を十分に改める。

第二十条第一項中「並びに第十七条第一項第四号」を、「第十七条第一項第二号に掲げる者に対する貸付金並びに同項第四号」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第十七条第五項の規定による貸付金(次条第一項の表五の項区分の欄に規定する政令で定める貸付金を除く)の一戸当たりの金額の限度は、住宅の改良に要する費用の額の八割に相当する金額(その金額が政令で定める金額を超えるときは、当該政令で定める金額)とする。

第二十一条第一項の表以外の部分中「又は第四項」を、「第四項又は第五項」に、「第五項」を「第六項」に改め、同項の表一の項区分の欄中「定める貸付金」の下に、「同項第二号に掲げる者に対する貸付金」を加え、同表二の項区分の欄中「定める貸付金」の下に「及び同条第一項第二号に掲げる者に対する貸付金」を加え、同表五の項区分の欄中「貸付金」の下に「(政令で定める貸付金を除く)」を加え、同条第七項中「店舗等の建設」の下に、「住宅の改良」を加える。

第二十一条の四第三項第四号中「若しくは第二

三号」を、「から第三号まで」に改める。

第二十二條の二中「第二項」の下に、「第五項」を加え、「必要とする」を「必要とし、又は自ら居住する住宅の改良を行う」に、「次条において」を「以下」に改める。

第二十二條の三第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第三項」に改め、「貸付金の利率」の下に「及び前項の規定により読み替えて適用される同条第四項に規定する政令で定める加算金額に係る貸付金の利率」を加え、「及び二の項」を、「二の項及び五の項」に、「その利率」を「それらの利率」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 住宅積立郵便貯金の預金者に対する第十七条第五項の規定による貸付金の一戸当たりの金額の限度に係る第二十條第四項の規定の適用については、同項中「八割に相当する金額」(その金額が政令で定める金額を超えるときは、当該政令で定める金額)とあるのは、「八割に相当する金額(その金額が政令で定める金額を超えるときは、当該政令で定める金額)に政令で定める金額を加算した金額」とする。

第二十六條の二第一項中「公務員等」を「公務員」に改める。

第二十七條の三第二項中「同条第二項第一号の規定による貸付金」の下に「(自ら居住するため住宅を必要とする者)に対し譲渡する事業に係るものに限る。」を加える。

第三十五條の二第二項中「住宅を必要とする者」の下に「又は親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者」を加える。

第四十九條中若しくは職員を又は職員」に、「三万円」を「十万円」に改め、同条第四号中「第三項」を「第四項」に、「第七項」を「第八項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同条第五号中「第二十條第六項」を「第二十條第七項」に改める。

第五十條中「一万円」を「五万円」に改める。

附則第十五項中「附則第十一項」を「附則第十二項」に改め、同項を附則第十六項とする。

附則第十四項中「附則第十一項」を「附則第十二項」に改め、同項を附則第十五項とする。

附則第十三項中「附則第十一項」を「附則第十二項」に改め、同項を附則第十四項とし、附則第十項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、附則第九項中「前項」を「附則第八項」に改め、「貸付金の利率」の下に「及び前項の規定により読み替えて適用される同条第四項に規定する政令で定める加算金額に係る貸付金の利率」を加え、「及び二の項」を、「二の項及び五の項」に、「その利率」を「それらの利率」に改め、同項を附則第十項とする。

附則第八項の次に次の一項を加える。

9 昭和六十三年四月一日から昭和六十四年三月三十一日までの間に公庫が資金の貸付けの申込みを受理した第十七条第五項の規定による貸付金のうち、自ら居住する住宅の改良を行う者で住宅積立郵便貯金の預金者以外のものに対する貸付金の一戸当たりの金額の限度に係る第二十條第四項の規定の適用については、同項中「八割に相当する金額」(その金額が政令で定める金額を超えるときは、当該政令で定める金額)とあるのは、「八割に相当する金額(その金額が政令で定める金額を超えるときは、当該政令で定める金額)に政令で定める金額を加算した金額」とする。

(北海道防蹙住宅建設等促進法の一部改正)

第二条 北海道防蹙住宅建設等促進法(昭和二十八年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項の表一の項区分の欄中「各号」を「第一号、第二号及び第四号」に、「同項第四号」を「同号」に改め、同条第五項中「公庫法第二十二條の三」を「公庫法第二十二條の三第一項、第二項及び第四項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「第二十一條第一項」とあるのは北海道防蹙住宅建設等促進法第八条第二項を「及び前項の規定により読み替えて適用される同条第四項に規定する政令で定める加算金額に係る貸付金の利率については、第二十一條第一項の表一の項、二の項及び五の項」とあるのは、「については、同表一の項及び二の項と、それらの利率」とあるのは、「その利率」に改め、同条第八項中「第二十條第四項」を「第二十條第五項」に、「同条第五項及び第六項」を「同条第六項及び第七項」に改める。

第十一条中「貸付」を「貸付け」に、「三万円」を「十万円」に改める。

(沖繩振興開発金融公庫法の一部改正)

第三条 沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十九條第一項第三号中ホをへとし、ニをホとし、同号ハ中「必要とする者」の下に「又は親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者」を加え、同号中ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 沖繩において親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者

第十九條第六項中「第二項」の下に、「第五項」を加え、「自ら居住するため住宅を必要とする」を、「自ら居住するため住宅を必要とし、又は自ら居住する住宅の改良を行う」に、「沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)」を「沖繩振興開発金融公庫法」に改め、「沖繩」において自ら居住するため住宅を必要とする」の下に、「規定する住宅積立郵便貯金の預金者」とあるのは、「規定する住宅積立郵便貯金の預金者その他政令で定める者」とを加える。

第三十四條第一項中「同号ロからニまで」を「同号ハからホまで」に改める。

第三十五條第一項中「同号ロ」を「同号ハ」に、「同号ハ又はニ」を「同号ニ又はホ」に、「同号ロ、

ハ又はニを「同号ハ、ニ又はホ」に改める。
第三十七条第一項中「同号ロ、ハ又はニ」を「同号ハ、ニ又はホ」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の住宅金融公庫法第二十条第四項並びに第二十二條の三第二項及び第三項の規定は、住宅金融公庫が昭和六十三年四月一日以後に資金の貸付けの申込みを受理したものから適用するものとし、住宅金融公庫が同日前に資金の貸付けの申込みを受理したものについては、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(郵便貯金法の一部改正)

4 郵便貯金法(昭和二十二年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第五号中「又はその住宅」を、「その住宅」に改め、「取得」の下に「又はその住宅の改良」を加える。

第六十條中第二項の下に、「第五項」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

(地方税法の一部改正)

5 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三條の十四第十一項中「第三号ロからニまで」を「第三号ハからホまで」に改める。

(産業労働者住宅資金通法の一部改正)

6 産業労働者住宅資金通法(昭和二十八年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「店舗等の建設」の下に、「住宅の改良」を加え、同条第三項中「若しくは第三号」を「から第三号まで」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

7 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三の二十二の項及び二十九の項中「第三号ハ若しくはニ」を「第三号ニ若しくはホ」に改める。

(勤労者財産形成促進法の一部改正)

8 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第十条第三項中「第七項」を「第八項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「第二十条第四項」を「第二十条第五項」に改める。

理由

個人住宅貸付けについて新たに親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者に対する貸付制度を設けるとともに、自ら居住する住宅の改良を行う者に対し、割増貸付けを行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。